

○男鹿地区消防一部事務組合職員の定年前再任用の 運用に関する要綱

令和5年3月29日
訓令第7号

(目的)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び男鹿地区消防一部事務組合職員の定年前再任用に関する規則（令和5年男鹿地区消防一部事務組合規則第2号。以下「規則」という。）の規定に基づき、定年前再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 再任用職員の勤務時間は、原則として、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間とする。ただし、任命権者が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(職務の級)

第3条 再任用職員の職務の級は、男鹿地区消防一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年男鹿地区消防一部事務組合条例第12号）第2条で準用する男鹿市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年男鹿市条例第43号）で定める行政職給料表(1)2級に格付けるものとする。ただし、特に任命権者が、職務の困難度等に応じてこれによりがたいと認める場合は、この限りでない。

(申込み等)

第4条 新たに定年前再任用を希望する者は、再任用申込書（様式第1号）を任命権者に提出するものとする。

2 任命権者は、前項の規定により申込みがあったときは、当該申込みをした者（以下「申込者」という。）の従前の勤務実績等により選考して採用を決定し、再任用内定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

3 前項の勤務実績等には、従前の勤務実績のほか、必要に応じ、任用時点での健康状態及び申込者が有する資格が含まれるものとする。

4 第2項の規定により再任用内定通知書を受けた申込者の同意は、同意書（様式第3号）の提出により行うこととする。

(定年前再任用の辞退等)

第5条 前条第2項の規定により再任用内定通知書を受けた申込者が、定年前再任用を辞退する場合は、再任用辞退届（様式第4号）を速やかに任命権者に提出しなければならない。

(退職)

第6条 再任用職員の任期が満了したときは、当該職員は退職となる。

2 再任用職員は、任期の途中において、自己の都合により退職しようとする場合には、任命権者に退職願を提出しなければならない。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

再任用申込書

年 月 日

(任命権者) 様

氏名 _____

定年前再任用について、次のとおり申し込みます。(希望する・希望しない)

所 属			職員番号	
職 名			性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日生 (年4月1日現在満 歳)			
現住所				
職 員 歴	退職時所属		期間	年 月
	前所属		期間	年 月
	前々所属		期間	年 月
	在職中経験した 主な業務			
活用したい知識・ 技能等				
希 望 業 務	①	②	③	
健 康 状 況	1 良好 2 やや不良 3 不良 既往症・過去の長期療養の状況 ()			
その他再任用に当た るの意見・要望等				

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

(任命権者)

再任用内定通知書

選考の結果、あなたを下記のとおり男鹿地区消防一部事務組合職員として再任用することに内定しましたので通知します。

なお、再任用時までの間に、男鹿地区消防一部事務組合職員として採用することが適当でないと思えられる事由が生じた場合には、再任用の内定を取り消すことがありますので、あらかじめ了承願います。

記

1 採用職種（業務内容）

2 配属先

3 職務の級

行政職給料表(1)再任用職員2級

4 任期

年 月 日から 年 月 日

5 勤務時間等

勤務(週 時間 分勤務)

様式第3号(第4条関係)

同意書

年 月 日

(任命権者) 様

所 属

職氏名

男鹿地区消防一部事務組合職員の定年前再任用に関する規則第3条の規定に基づき、再任用の勤務形態等について同意します。

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

(任命権者) 様

所属名

役 職

氏 名

再任用辞退届

年 月 日付 第 号により再任用内定通知書を頂きましたが、下記の理由により、内定を辞退します。

記